

基 発 第 0 3 1 2 0 1 0 号
平 成 1 5 年 3 月 1 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

安全衛生業務運営要領について

安全衛生業務については、安全衛生業務の運営要領(昭和59年2月27日付け基発第91号)により推進してきたところであり、労働基準行政の最重点課題として積極的な行政展開を行った結果、労働災害は大幅に減少したが、死亡災害、重大災害及び業務上疾病は依然として数多く発生しており、また近年休業災害の減少は鈍化傾向も見られるところである。また、労働者の健康確保について、その重要性が増しているほか、健康の保持増進、快適な職場環境の形成等の指導援助を中心とする施策が導入されている。こうした中で、労働災害の潜在的な危険・有害要因の除去又は低減及び労働者の健康の確保を図る観点から、安全衛生対策の推進がますます重要となっている。

さらに、

ア 近年、新たな工法・設備機械及び多様な化学物質による労働災害(健康障害を含む。以下同じ)が発生しており、これらの再発防止及びリスクアセスメント等の実施による一層の労働災害の減少を図るためには、基本的な安全衛生措置の徹底を図るとともに、技術的・専門的な指導を行うことが重要となってきたこと。また、中小規模事業場の安全衛生水準については、大規模事業場と比較して大きな格差が見られ、単に法令の遵守を図るのみならず、安全衛生の改善に係るきめ細かい指導及び援助を行うことが必要であること。

イ 厳しい経済雇用情勢の中で労働基準行政に対するニーズは変化、増大しており、厳しい定員事情の中でこれらの行政ニーズに的確に対応するために、安全衛生部署は、監督部署と緊密な連携を図りつつ、その主体的能力を、投入が必要とされる重点課題に効果的、効率的に振り向けることが必要であること。

このような状況を踏まえると、労働者の安全と健康の確保を一層図るためには、各局において、局及び署の安全衛生部署が、行政推進に必要な基礎資料を十分整備・分析し、行政課題を明確にしたうえで、的確な年間安全衛生業務計画を策定し、これに基づき事業場、関係団体等に対する技術的・専門的な指導等の安全衛生業務を実施していく必要があり、下記のとおり、安全衛生業務運営要領を定めたので、適切な運用に遺憾なきを期されたい。なお、昭和59年2月27日付け基発第91号は廃止する。

記

1 基本的態度

- (1) 安全衛生業務を一層計画的、効果的に実施するため、管内状況を踏まえ行政課題を把握し、

的確な年間安全衛生業務計画を策定し、これに基づき計画的に安全衛生業務を実施すること。

- (2) 労働災害等の発生状況を注視しつつ、労働災害の多発、特定の業種等における顕著な増加又は社会的に問題となる健康障害の発生等の場合には、迅速に必要な対応を図ること。
- (3) 今後一層の労働災害の減少及び健康確保を図るためには、事業場等における自主的安全衛生管理活動の促進及び安全衛生水準の向上が図られるよう、事業場、関係団体等に対する技術的・専門的な事項についての指導等を行うことが重要であることから、安全衛生部署が、基礎資料を整備・分析するとともに、監督部署と十分な連携をとりつつ、集団指導、個別指導、計画の届出の実地調査等の安全衛生業務を一層積極的かつ適切に実施すること。特に、産業安全専門官及び労働衛生専門官(以下「専門官」という。)は、労働安全衛生法(以下「法」という。)において、事業者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため及び労働者の健康障害を防止するため必要な指導及び援助を行う旨定められていることを踏まえ、積極的に取り組むこと。
- (4) 安全衛生業務については、科学技術の進展等に伴う労働態様、職場環境等の変化に対応した対策が必要なことから、安全衛生担当職員は、法令はもとより、技術指針、セーフティーアセスメントに関する指針、労働安全衛生マネジメントシステム指針、通達等に精通するとともに、技術研修等の各種機会を通じて技術的・専門的知識の習得に努め、資質の向上を図ること。

2 年間安全衛生業務計画の策定及び実施状況の把握等

(1) 年間安全衛生業務計画の策定

安全衛生業務を計画的、効果的に実施するため、各署において安全衛生部署が行う安全衛生業務に係る年間安全衛生業務計画を次により策定すること。その際、重点対象、対象事業場等について年間監督指導計画との役割分担及び連携に留意すること。

また、局においても、事業者団体等に対する指導、検査業者等に対する監査指導、各署に対する業務指導等の業務について年間計画を策定すること。

ア 労働災害等の発生状況、危険機械・有害業務の状況等管内の状況、労働災害防止計画、行政運営方針等を踏まえ、重点業務、重点対象等を設定すること。

また、重大災害、死亡災害の多発等やむを得ない事情により安全衛生業務計画に基づいた業務の遂行が困難となった場合に、優先して実施する重点業務、重点対象等を明らかにしておくこと。

イ 安全衛生部署の職員構成に応じて、主体的能力を的確に算定すること。

ウ ア及びイを踏まえ、別紙1又はこれに準じたものにより、集団指導、個別指導、計画の届出の審査及び実地調査、災害調査、検査、労働災害防止団体等の指導等について、中長期的視点も考慮し、実施回数、実施時期等を定め、所要業務量を計上すること。その際、重点業務、重点対象等に係る業務量が十分確保されるよう配慮すること。

局安全衛生主務課は、署が作成した計画案について、監督課と連携を図り、局行政運営方針、各署の管内状況、業務の実績等を踏まえた内容となっているか確認を行い、必要な調整を行う

こと。

(2) 安全衛生業務計画の実施及び評価

ア 安全衛生業務計画の実施及び実施状況の把握

年間安全衛生業務計画をもとに、月末までに翌月の月間計画を策定するなどにより、計画に沿った安全衛生業務を実施すること。

署管理者は安全衛生業務の実施状況について、毎月確認し適切な進行管理を行うこと。

重大災害、死亡災害の多発等やむを得ない事情により年間安全衛生業務計画を見直す必要が生じた場合は、計画の必要な見直し等を行うこと。

イ 局の指導

局安全衛生主務課は、署に対し、定期的に報告を求め、又は地方監察との役割分担に留意しつつ業務指導を実施する等により、各署の安全衛生業務の実施状況を把握し、必要に応じ指導を行うこと。

ウ 年間安全衛生業務計画の評価

局及び署は、次年度の安全衛生業務計画策定時に、当年度の安全衛生業務計画の実施状況(別紙2又はこれに準じたもの)を把握し、それを踏まえて次年度計画の的確な立案及び調整に資すること。

3 基礎資料の整備、分析等

安全衛生対策の推進のために必要な基礎資料については、管内状況を的確に把握するため、労働災害発生状況等の情報を収集し、目的をもって資料として整備、分析し、対策を講じるべき問題、課題を把握することが重要である。

基礎資料の整備及び分析に当たっては、次に留意すること。

また、同種災害の再発防止、安全衛生意識の高揚等のため、災害情報等必要な情報の外部への提供を行うことに留意すること。

ア 労働災害の発生状況については、最新の状況を定期的に把握するとともに、その増減傾向について、単に対前年比較のみでなく中長期的視点から経年的な分析を行うこと。

なお、労働災害の把握においては、休業補償給付請求書との突合を行い労働者死傷病報告の提出の徹底を図るなど労災補償部署との連携に留意すること。

イ 労働災害の発生状況、危険機械・有害業務の種類、安全管理者等の選任状況、定期・特殊健康診断結果等の個別事業場に係る情報については、労働基準行政情報システムの情報の更新及び活用等により情報の整備を行うこと。

ウ 局署が有している情報のみでは有効な対策を講じることができないと認められる場合には、必要に応じ、自主点検の実施、外部機関からの情報の入手等種々の取組により情報の収集を図ること。

また、定期・特殊健康診断結果報告、安全管理者等の選任報告等については、対策の推進上の重要性を考慮し、迅速にシステム入力するとともに未提出事業場に対し健康診断等の実施及

び提出の徹底を図る措置を講じること。

エ 問題の所在を明らかにし、これに応じた効果的な対策を講じるという観点から、作成した資料について、その目的に照らし適切な分析を行うとともに、組織的に十分な活用を図ること。

4 安全衛生業務の実施

(1) 集団指導

ア 広く普及、啓発を図る必要があり、又は共通する問題点を有する事業場が多数にわたり、これらに対し全体の安全衛生水準の底上げを図る必要がある等の場合には、対象事業場等を的確に選定し、集散的に指導を実施することにより、効果的、効率的な指導を行うこと。

イ 集団指導は、労働災害防止団体等各種団体の活動の場を通じて指導を行うに止まらず、これら団体に所属していない事業場の存在にも留意しつつ、安全衛生管理上問題が認められる事業場等に対して指導を行うこと。

(2) 個別指導

ア 個別指導は、労働者の危険を防止するため、健康障害を防止するため及び健康保持増進を図るため必要な事項について、主として技術的・専門的観点から指導を行うものであること。指導の際に法定事項を満たしていない点があった場合は、単に法令に違反していることを指摘するのではなく、技術的・専門的な知識を活用して、可能な限り具体的な改善を指導することが重要であること。

イ 個別指導の対象としては、安全・衛生管理特別指導事業場に指定された事業場をはじめ、例えば次のものが考えられること。

- ① 各種指針、ガイドライン等(労働安全衛生マネジメントシステム、機械の包括的安全基準、THPの導入、自律的な化学物質管理の導入、快適職場の形成を含む)について個別に指導する必要がある事業場
- ② 次に掲げる事業場で技術的・専門的な指導が必要であると認められる事業場
 - ・災害発生(多発)事業場
 - ・危険機械及びその使用の状況等危険業務の状況から改善の必要があると認められる事業場
 - ・職業性疾病の発生等有害業務の状況から改善の必要があると認められる事業場
 - ・安全衛生管理体制に問題が認められる事業場
 - ・定期・特殊健康診断等結果から問題が認められる事業場
- ③ 木材加工用機械等の危険機械又は有害化学物質の製造事業場

(3) 計画の届出の審査及び実地調査

ア 計画の届出について、昭和59年2月13日付け基発第68号「計画の届出に係る審査等について」(その改正通達を含む。)に基づき審査等を行い、該当する事案がある場合は、工事開始の差し止め、計画変更の命令又は発注者に対する勧告若しくは要請を行うこと。

また、法第89条の2第1項の規定による審査については、平成4年9月30日付け基発第540号「都道府県労働基準局長の審査について」に基づき適切に実施すること。

イ 実地調査については、上記通達等を基に局が実地調査を優先的に行う対象を予め定め、実施すること。

また、計画の届出の実地調査(以下、災害調査、検査等の場合と同じ。)に際しては、それぞれ調査又は検査の対象物以外の機械設備、安全衛生管理体制等についても必要に応じ確認及び指導を行うことに留意すること。

- (4) 災害調査災害調査については、昭和39年4月20日付け基発秘第5号「監督業務運営要領の改善について」の記の第2の4及び昭和48年8月1日付け基発第455号「災害調査の実施要領等の改訂について」により適切に実施すること。

なお、労働災害を発生させ、安全衛生管理上の問題がある可能性が高い事業場に対しては、災害調査の実施の有無にかかわらず、必要に応じ、再発防止のための集団指導、個別指導、文書指導等を実施すること。

- (5) 特定機械等の許可及び検査

ア 特定機械等の許可については、製造許可基準等により適切に実施すること。

イ 特定機械等の検査については、各規則、各構造規格等に基づいて適切に実施すること。

- (6) 検査業者、検査代行機関、指定教習機関、作業環境測定機関等に対する監査指導

局においては、適正な検査、技能講習、作業環境測定の実施の確保を図るため、検査業者、検査代行機関、指定教習機関等に対する法第96条第3項に基づく検査については、昭和58年2月17日付け基発第72号「検査代行機関等に対する監査指導の実施について」により、また、作業環境測定機関に対する作業環境測定法第41条第1項に基づく検査については、平成11年2月18日付け基発第74号「作業環境測定機関に対する監査指導の実施について」により適切に実施するとともに、局における監査指導の年間計画の策定に当たっては各対象機関への定期的な検査実施について配慮すること。

- (7) 労働災害防止団体等の指導等

ア 労働災害防止団体等各種団体が自主的安全衛生活動を行うよう育成を図ること。特にその活動について、中小規模事業場への浸透を図るよう留意すること。

また、災害発生状況に応じて、労働災害防止団体等に対し局長名等による要請文書の発出、連絡会議の開催、合同パトロールの実施等その自主的活動を促進するために必要な措置を行うこと。

イ 労働災害防止団体、産業保健推進センター、地域産業保健センター等委託事業及び補助事業を実施している各種団体に対し事業の円滑な実施が図られるよう指導及び支援を行うこと。

5 行政措置及び復命

- (1) 個別指導等における措置

個別指導、計画の届出の実地調査、災害調査、検査等において、事業場に安全衛生上の問題点が認められた場合には、次の行政措置を講じること。

なお、労働基準監督官については、従前の取扱いによること。

ア 文書による行政指導

安全衛生上の問題点について指導事項がある場合は、原則として、安全衛生指導書(別紙3)を交付することにより指導することとし、重大、悪質な法違反がある場合には是正勧告書の交付等を行うこと。

① 安全衛生指導書の交付

(ア) 安全衛生上の問題点に係る改善すべき事項、具体的な改善内容・方法について、関連する法令、指針、通達等を十分検討し、必要な事項を記載した安全衛生指導書を交付すること。

安全衛生指導書は、労働災害発生の危険が切迫しており口頭による指導だけでは改善が期待できない場合、口頭により指導した際に指導内容を記した文書をその場で交付するよう要望があった場合等即時に文書による指導を行うことが必要と認められる場合においては、現場で交付すること。

専門官発令されていない厚生労働技官(以下「技官」という。)にあっては、原則として、署長の決裁を受け交付すること。

(イ) 改善状況は、改善報告書(別紙4又はこれに準ずるもの)、再調査等により確認し、改善されない場合の措置は各局において監督復命書の判決基準との整合性を勘案し処理すること。

② 是正勧告書の交付

(ア) 法違反については是正勧告書を交付する必要があるときは、監督部署と協議の上、速やかに署長の決裁を受け、署長名の是正勧告書を交付すること。

この場合、法違反の是正以外の事項は、是正勧告書に記載せず安全衛生指導書に記載し、可能な限り是正勧告書と同時に交付すること。

(イ) 是正の有無の確認に係る再指導を実施するか否かは、各局における再監督判決基準等に基づく等是正勧告書の事後措置を勘案して事後の処理を行うこと。

イ 使用停止等命令法第98条、第99条及び平成8年11月5日付け基発第658号「産業安全専門官又は労働衛生専門官が使用停止等処分基準に該当する事案を現認した場合の取扱いについて」に基づき、使用停止等命令を行うこと。

技官が使用停止等処分基準に該当する事案を現認した場合は、速やかに署長に復命し、署長が措置方針を決定するものであること。

ウ 安全衛生改善計画の作成の指示 安全・衛生管理特別指導事業場に指定された事業場等に対しては、法第78条、昭和52年3月28日付け基発第181号「安全・衛生管理特別指導等実施要綱」等に基づき、安全衛生改善計画に係る業務を行うこと。

エ このほか、法に定められた次の行政処分等について、該当する事案を認めた場合は措置すること。

- ① 臨時の健康診断の実施の指示 (法第66条第4項、平成14年2月12日付け基安労発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」)
- ② 作業環境測定の実施その他必要な事項の指示 (法第65条第5項)
- ③ 欠陥機械等の回収命令 (法第43条の2、平成元年4月10日付け基発第187号「労働安全衛生法第43条の2に基づく機械等に係る命令制度の運用について」)
- ④ 安全管理者、衛生管理者又は元方安全衛生管理者に係る増員又は解任命令 (法第11条第2項、第12条第2項、第15条の2第2項、昭和49年3月6日付け基発第105号「企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について」の記の1の(4))
- ⑤ 総括安全衛生管理者又は統括安全衛生責任者の業務執行に係る勧告 (法第10条第3項、第15条第5項)
- ⑥ 発注者又は注文者に対する勧告又は要請 (法第88条第8項、第98条第4項、昭和63年9月16日付け基発第601号の1「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について」)
- ⑦ 講習の受講の指示 (法第99条の2、第99条の3、平成5年1月20日付け基発第37号「労働災害再発防止講習の受講指示について」)

(2) 実施結果の復命

庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した後、速やかに別紙5の復命書(災害調査等すでに本省指定の復命書があるものは除く。また、局独自の様式がある場合はこれによって差し支えない)を作成し復命すること。その際、当該事業場における安全衛生水準、危険機械・有害業務の状況等について記述すること。また、継続して指導を実施した場合は、指導経過を明らかにしておくこと。

6 適切な研修の実施

安全衛生業務を的確に実施するため、安全衛生担当職員に対する研修について、中央研修の充実を図るとともに、所属局署における実地訓練を行うこととしているところであり、各局において、今後、安全衛生専門実地訓練実施要綱に基づき、的確に実施すること。

また、技術研修等を実施する際は、安全衛生部署以外の部署に配置された専門官、技官等も対象とするよう配慮すること。

年 間 安 全 衛 生 業 務 計 画

労働基準監督署

		合 計		第 1 四半期		第 2 四半期		第 3 四半期		第 4 四半期		備 考 (優先順位)
		件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	
集団 指導	(粉じん障害防止対策)											
	．．．											
	小計											
個別 指導	安全管理特別指導事業場											
	(災害発生事業場)											
	．．．											
	衛生管理特別指導事業場											
	(特殊健康診断結果から問題が認められる事業場)											
	．．．											
計画 届出	小計											
	庁内審査											
	実地調査											
小計												
災害調査												
検査												
労働災害防止団体等の指導												
その他の庁外業務												
合 計												

備考 1 災害防止団体等の指導には、労働災害防止団体が主体となって行うパトロールへの同行が含まれること。

2 労災防止指導員との同行指導（平成12年4月1日付け労働省発地第10-2号・基発第244-2号「労災防止指導員制度の運用について」）は、その他の庁外業務に含まれること。

安全衛生業務実績報告

労働基準監督署

		年度計画		合計		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
		件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)	件数又は回数 (件、回)	業務量 (人日)
集団指導	計画												
	実績												
	実施率												
個別指導	計画												
	実績												
	実施率												
計画届出	計画												
	実績												
	実施率												
災害調査	計画												
	実績												
	実施率												
検査	計画												
	実績												
	実施率												
労働災害防止団体等の指導	計画												
	実績												
	実施率												
その他の庁外業務	計画												
	実績												
	実施率												
上記計	計画												
	実績												
	実施率												

備考

- 1 災害防止団体等の指導には、労働災害防止団体が主体となって行うパトロールへの同行が含まれること。
- 2 労災防止指導員との同行指導（平成12年4月1付け労働省発地第10-2号・基発第244-2号「労災防止指導員制度の運用について」）は、その他の庁外業務に含まれること。

[illegible]

受領年月日 受領者職氏名	平成 年 月 日	() 枚のうち () 枚 目
-----------------	-------------------------	---------------------

(安全衛生指導書 続紙)

[illegible]

(枚のうち 枚目)

改善報告書

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業場名

所在地

代表者職氏名

印

平成 年 月 日 から安全衛生指導書により指導された事項について、改善の結果を次のとおり報告いたします。

[illegible]

改善状況を確認できる写真の添付 (有 ・ 無)

指導種別		指導年月日	平成	年	月	日
業種		労働保険				
事業の名称		番号				
代表者職氏名		労働者数	人			
事業場の名称		電話番号				
所在地						
面接者職氏名				次長	主任・課長	
復命者職氏名	印					
署長判決	完結	要再指導	要改善報告	要監督		
月日						
参考事項・意見						
項目		指導事項				
受領年月日		平成			年 月 日	
受領者職氏名					印	
					() 枚のうち	
					() 枚目	

(安全衛生指導復命書 続紙)

[illegible]

(枚のうち 枚目)

秘

5年保存

基 発 第 0 3 2 5 0 0 6 号

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

安全衛生業務運営要領の改正について

安全衛生業務の具体的運営については、平成15年3月12日付け基発第0312010号「安全衛生業務運営要領について」(以下「通達」という。)により指示しているところであるが、今般、労働基準行政情報システムに安全衛生指導結果等情報管理機能が平成17年3月28日に追加されることに伴い、通達の記の5の(2)及び別紙5について、下記のとおり改正し、平成17年4月1日から実施するので、これが取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 5の(2)について

(2) 実施結果の復命

庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した後は速やかに以下により復命書を作成し、復命すること。その際、庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した際に把握した危険機械・有害業務情報等の情報のうち、必要なものは個別事業場情報管理システム(以下「個別システム」という。)を使用して登録し、当該情報を印刷の上、復命の際に関係書類として添付すること。

なお、建設業、造船業等で同一現場に多数の下請事業場が存在している場合については、元請事業場については必ず復命書を作成することとするが、下請事業場については、安全衛生指導書、是正勧告書、使用停止等命令書等(以下「安全衛生指導書等」という。)を交付したものについてのみ復命書を作成すること。

また、継続して指導を実施した場合は、指導経過を明らかにしておくこと。

ア 個別指導及び計画の届出の实地調査を実施した後は、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録し、別紙5の安全衛生指導復命書を印刷し、これにより復命すること。

災害調査を実施した後は、本省指定の復命書又は局独自の様式がある場合には当該復命書(以下「本省指定の復命書等」という。)により復命するとともに、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録すること。

検査を実施した後は、本省指定の復命書等により復命するとともに、安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登

録し、本省指定の復命書等に安全衛生指導書等を添付して復命すること。

労働災害防止団体等の指導等その他の庁外業務を実施した後は、別紙5の安全衛生指導復命書を印刷し、これにより復命すること(局独自の様式がある場合にはこれによって差し支えない。)。安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録し、別紙5の安全衛生指導復命書又は局独自の様式の復命書に安全衛生指導書等を添付して復命すること。

なお、個別指導、計画の届出の实地調査及び災害調査を除く庁外活動を伴う安全衛生業務において、安全衛生指導書等を交付しない場合であっても個別システムに指導年月日、指導種別等の安全衛生指導結果等情報を登録しても差し支えない。

イ 安全衛生指導復命書は、個別システムを使用して必要な事業場基本情報、安全衛生指導等結果情報、下請情報等を登録した上で、安全衛生指導復命書、安全衛生指導復命書(違反・指導事項続き)及び安全衛生指導復命書(続紙)を印刷し、これに必要な事項を記入することにより作成すること。復命の際には、安全衛生指導復命書に安全衛生指導書(控)、是正勧告書(控)、使用停止等命令書(控)等関係書類を添付すること。

2 別紙5について

安全衛生指導復命書

事業場キ一									
指導種別	業種	業種	業種	業種	指導種別	整理番号	措置	指・勧・使	
指導年月日						労働保険番号			
業種									
安全衛生指導 重点対策区域									
特別監督等対象区域									
労働者数	男	人	女	人	計	人	派遣	人	
	年少者	人	パート	人	外国人	人	企業全体	人	
事業 の名称									
事業場 の名称									
事業場の 所在地		電話番号 ()							
代表者職氏名								次長	
店 社									
復命者職氏名印		印						課長 (主任)	
再 長 判 決		完結 要再指導 要改善報告 要監督							
月 日									
参考事項・意見									
No.	違反法条項・指導事項等	措置内容		基準番号	備考				
		是正期日・改善期日	備 考						
面接者職氏名		別添		安全衛生 指導書 是正期日 改善期日 基準番号 備考					

安全衛生指導復命書（違反・指導続き）

[illegible]

安全衛生指導復命書(続紙)

指導種別	
整理番号	

参
考
事
項
・
意
見

自由記入欄（地図、見取り図等）